



賃金未払いを許さない！！シリーズ②

過去にも発生していた！？賃金未払い！！

その①「指令室更衣時間付与について」

指令室では制服着用を指示していたが、更衣時間が付与されていなかった。

その②「車掌見習いノート記入作業労働時間付与について」

車掌見習い時に見習いノート作成を会社は指示したにも関わらず、教導・見習い共に業務時間とされていなかった。

その③「現車訓練時移動時間に労働時間付与について」

長岡運輸区での現車訓練が長岡車両センターで行われていたが、職場から車両センターまで移動時間が労働時間として付与されていなかった。移動手段も会社から指示されていなかった。

その④「酒田駅構内での入換時間等の労働時間付与について」

酒田駅構内入区の際、入換待ちが発生していたが労働時間として付与されていなかった。

※労働組合の指摘により不足していた労働時間等の設定が行われ、賃金未払い分についても精算された。

賃金未払いはコンプライアンス違反だ！！ 社員と会社の信頼関係を揺るがす行為だ！！

労働に対して正当な賃金が 支払われていますか？